

秋田港湾事務所日常清掃業務委託特記仕様書

1 対象箇所

秋田市土崎港西一丁目7番1号 秋田県秋田港湾事務所（庁舎）

2 業務内容

① 日常清掃（約2時間／日）

- ・ 執務室内ゴミ箱のゴミ回収
※所定の場所への取りまとめ（廃棄処分は除く）
- ・ 対象箇所の床面の掃き取り、モップ掛け
※ワックス掛け無し
- ・ 風除室のガラス拭き
※当該場所以外の窓清掃は無し
- ・ 1階流し台1箇所の清掃
- ・ 玄関マット（1,800×900、900×600各1枚）の除塵

② トイレ清掃（約1時間／日）

- ・ 小便器5据、大便器3据、手洗い台4箇所の清掃
- ・ トイレ床面の拭き取り、トイレットペーパー・石鹸の補充

3 従事者数

- ・ 1名／日以上
- ・ 受注者は、委託業務に直接従事させる者（以下、「従事者」という。）の氏名を発注者に報告しなければならない。また、報告後異動があったときも同様とする。
- ・ 発注者は、従事者が委託業務に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して従事者の交替を受注者に求めることができる。

4 用具及び消耗品

清掃用具は受注者が準備するものとするが、洗剤・薬液・ゴミ袋等必要となる消耗品については発注者で負担する。

5 委託期間

令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月 31日

6 作業回数及び時間

(1) 日常清掃

毎週火曜日、及び木曜日の午前9時から午後5時までの間。

床面積 1 F 310 m²

2 F 194 m²

計 504 m²

(2) トイレ清掃

毎週火曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間。

1 F : 1箇所 (男女別) 2 F : 1箇所 (男女兼用)

※ (1) ・ (2) とともに秋田港湾事務所が休日 (土・日・祝祭日・12月29日～1月3日) である場合を除く。

令和8年度対象日数表

月別	日常	トイレ	月別	日常	トイレ	月別	日常	トイレ
4月	9	17	8月	7	15	12月	8	16
5月	7	15	9月	8	16	1月	8	16
6月	9	17	10月	9	18	2月	6	14
7月	9	19	11月	7	15	3月	9	18

・日常清掃 計 96 日

・トイレ清掃 計 196 日